

審議会等の会議録

会議の名称	平成30年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成31年2月15日(月) 午前9時20分～10時20分		
開催場所	座間コミュニティプラザ 2階 8-1会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：飛田昭委員、田中誠一委員、土屋光克委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、土屋暢子委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、鈴木孝幸委員、阿部正信委員、関伴治委員、尾崎憲一委員、佐久間志保子委員、西海昇委員</p> <p>(市)</p> <p>福祉部長、障がい福祉課長、障がい者支援係長、障がい福祉課1人</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市自殺対策計画(案)について</p> <p>(2) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) (仮称)座間市自殺対策(素案)に関する意見募集の結果について</p> <p>(2) (仮称)座間市自殺対策(素案)</p>		
会議の内容	<p>(事務局) それでは定刻前ですが、始めさせていただきたいと思えます。本日は公私ともにお忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより平成30年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開会いたします。申し遅れましたが、私は本日の進行を務めさせていただきます、福祉長寿課福祉総務係長の金子と申します。どうぞよろしくお願いたします。開会に当たりまして、福祉部長の秋山より御挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">《福祉部長挨拶》</p> <p>(事務局) ありがとうございます。</p> <p>議題に移らせていただくに当たり、資料の御確認をお願いしたいと存じます。</p>		

順に、次第、委員名簿、座席表、

また、議題(1)に関する資料としまして、

・（仮称）座間市自殺対策計画（素案）に関する意見募集の結果について

・（仮称）座間市自殺対策計画（素案）

を、事前にお配りさせていただきました。

以上です。不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入ります前に何点か御許可をいただきたいと思えます。座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっておりますが、傍聴人がいませんことを御報告します。

本日は中川委員、阿部委員、鈴木孝幸委員、関委員、尾崎委員、佐久間委員、西海委員の7名の委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、市地域保健福祉サービス推進委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席により本会が成立しておりますことを御報告申し上げ、議事の進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

（飛田会長） それでは、議事の進行を務めさせていただきます。会長の飛田と申します。円滑な議事運営に御協力をお願いします。それでは「議題(1) 座間市自殺対策計画」について、担当課の説明を求めます。

（事務局） 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。

初めに、福祉部長の秋山でございます。

次に、障がい福祉課長の会田でございます。

次に、障がい者支援係長の亀田でございます。

次に、障がい者支援係の柳下でございます。

以上が議題(1)の説明員でございます。

《障がい福祉課説明》資料に基づき説明

(会田課長) では障がい福祉課の会田から説明をさせていただきます。
第1回目に引き続きまして、本日もよろしく申し上げます。説明に入る前に、部長から諮問書を提出させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

《福祉部長が飛田会長の席へ移動》

(秋山部長) 座間市自殺対策計画(案)について諮問。座間市自殺対策の策定に当たり座間市地域保健福祉サービス推進委員会規則第2条の規定により諮問します。よろしく申し上げます。

《福祉部長が飛田会長へ諮問書を提出》

(飛田会長) よろしく申し上げます。

(会田課長) それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。まず初めに、部長からも説明がありました年末年始のパブリックコメントの結果について御報告させていただきます。お渡ししている資料がございます、座間市自殺対策計画(素案)に関する意見募集の結果についてという書類を見ていただければと思います。意見の募集期間は平成30年12月25日から平成31年1月25日までの1か月間実施をいたしました。その中で計1件の意見が提出されております。この資料の4番、意見の概要及び意見に対する市の考え方を御覧ください。提出された意見の概要は、引きこもりや自殺願望のある人達が安心していただける場所、安心してコミュニケーションできる居場所を作ること、また居場所に溶け込むための居場所作りサポーターといった人材の養成の検討をして欲しいといったものでした。私共、これにつきましては、引きこもりや、自殺願望ある人達がそれに至る経緯というのは非常に多岐にわたってございまして、その問題解決や方法については、本人が何を求めているかというところで考えた支援については、居場所づくりも1つの方法だと思っておりますが、それ以外にも様々な方法があると思っております。その人の状況によって、繋ぐ場所や支援の方向性も変わってくるため、まずは悩みを抱えている人のSOSに気付き、信頼関係を構築することが大切だと考えております。どの

ような問題を抱えているのかを明確にさせて、問題解決のために関係機関に繋ぐ、この一連の取組をまずは始めて行きたいと考えております。この気付き繋ぎ体制づくりを進めていく中で、居場所作りや居場所作りサポーターにつきましても、考慮していく事柄と考え、取り組んでいくことを考えております。また今回のパブリックコメントにおきましては、タイトルにつきましては特に御意見がありませんでしたので、この事務局案の座間市自殺対策計画というタイトルに決定をさせていただきます。そのため、皆さんにお配りした（仮称）座間市自殺対策計画（素案）の（仮称）を削除していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、前回の会議におきまして、皆様から挙げていただいた課題について修正を掛けましたので、こちらの座間市自殺対策計画（素案）を御覧ください。前回の会議において検討課題とさせていただいた相談連絡先の掲載が必要ではないか、重点施策への父子手帳交付についての掲載、更には民生委員や自治会役員の方へのゲートキーパー研修の義務化という3点を挙げていただきました。1つ目の相談連絡先の掲載につきましては、載せさせていただきました。この計画の素案の77ページを御覧ください。77ページに4番として市役所連絡先一覧ということで77ページから82ページまで全て記入させていただきました。更に84ページ最後のページになりますが、相談窓口ということで、このように掲載して追加をさせていただきました。皆さんからの御意見の2つ目として、父子手帳交付の掲載について御意見いただいたんですけども、父子手帳自体は第一子の方にのみお配りしているもので、座間市自殺対策計画には掲載をしないことにいたします。ただ、母親の育児負担の軽減をするために現在ネウボラざまりんにて妊娠届時に家族面談を行っております。その時に父子手帳の関係も情報提供としてさせていただいております。ですので、掲載については御理解いただきたいと思っております。3つ目の民生委員さんや自治会役員の方へのゲートキーパー研修の義務化についてですが、やはり皆さん民生委員の方も、自治会の方もお体、お仕事が大変ということもありますので、御負担を考慮させていただきまして義務化はしないようにいたします。ただ、こちらから積極的に働きかけをしていく予定でございます。例えば各民生委員さんですとか、自治会の方が研修をしたいということであればこちらから出向いて説明をさせていただき

たいと思います。また広く一般に、より多くの方に参加してもらえ
るように考えておりますので、そのような対応をさせていただきたいと
思います。以上が前回、第1回目に皆さんからいただいた御意見に対
応するものとして御説明させていただきました。

続きまして、前回の素案から変更点を何点か事務局の方で指摘がご
ざいましたので、その報告をさせていただきます。まず、その自殺対
策計画（素案）の一面に書いてありますイラストなんですけども、当
初は一番真ん中にあるざまりん1つだけを掲載をさせていただいてい
たんですけども、市民の方の心が健やかでいられるようなイメージを
座間市として描いておりまして、それを皆さんに伝わるように生き生
きとしたざまりんを何点か追加させていただきました。次に3ページ
をお開きください。第2章計画策定の趣旨のページでございます。2
の計画の位置付けに表が書いてありますが、表の計画面に不足がござ
いました。追加した場所はですね、他の関連計画の右側なんですけど
その中の4点ほどあります。ざま健康なまちづくりプラン（第二次）
この（第二次）が抜けておりましたので追加させていただきました。
また、その下の第三次地域福祉活動計画（社会福祉協議会）につつま
しても、この第三次が抜けておりましたのでここを追加させていただ
きました。またそのすぐ下の3、計画の期間についてですが、上位計
画である座間市地域福祉計画第三期の改定の際に改定内容を反映させ
るため同時に本計画の中間見直しを行う旨の追加をさせていただきました。
次に30ページをお開きください。こちらに重点施策の施策一
覧を表にしております。部署の担当から連絡がございまして、追加
をしたところがございます。まず③番の4か月児健康診査、④番の8
か月～10か月児健康診査、⑤番の1歳6か月児健康診査、その次3
1ページにいきまして、⑥番の2歳児歯科健康診査、⑦番の3歳6か
月児健康診査、⑧番の母子健康相談指導を追加しました。

続きまして36ページをお開きください。このページはローマ数字
のⅢ.生きる支援の関連施策というところで色々な施策を展開してい
ますが、ここについても担当とも調整をしました結果、追加した項目
がございます。まず36ページにつつましては、市政戦略課から番号
の1番、2番、3番の3点につつまして追加をしました。ページをめ
くりまして次の37ページお開きください。こちらの7番ですが、財

産管理課から報告がありまして7番、8番の2項目を追加しました。更に9番の戸籍住民課の業務窓口についても戸籍住民課から連絡がありましたので追加をさせていただきました。更に44ページをお開きください。引き続き、施策のところですが、国保年金課から報告がございまして、32番、33番、34番を追加しました。合計で9つの関連事業を追加いたしました。この生きる支援の関連施策につきましては、自殺対策は相談窓口などの直接的な自殺対策となる施策だけでなく、その施策を通じて生きることを楽しめるような、自殺のリスクが減少すると考えられるような施策も含まれておりますので、一見関係ないような施策の名称もございまして、一緒に掲載をさせていただいているところでございます。計画については以上で説明を終わらせていただきます。

(飛田会長) それでは今、事務局として議題(1)について説明をいただきました。この件について、質疑に移りたいと思います。ただいま示された内容について御意見等ある方は挙手をお願いします。

(土屋暢子委員) この前、年末年始に行なったパブリックコメントについてなんですけど、うちのグループの人にそういうのをやっているのでは是非御意見をとお願ひしたんですけど、たどり着けない人がほとんどで、ホームページに入ってもどこをどうやって開いたらいいかわからないとか、面倒くさいとか、そういう意見がすごい多かったんですよ。それで多分、コメントにしても1件しかなかったんですよ、やっぱり周知することもできてないし、そこにたどり着く気がある人でも、ホームページに入った時にどこをクリックしていいのかがわからないとか、パソコンを元々使えない人とかもたくさんいらっしゃると思うんですね。そういうことを考えて、市民の人からの意見っていうのもっといろんな形で考えていった方が良くないかと思うんです。考えていることは多分いっぱいあると思うので、その意見を吸い上げる方法をもう少し考えていただきたいなと思いました。

(会田課長) 今御指摘いただいたパブリックコメントにつきましては、おっしゃるとおりでございますが、市のパブリックコメントの方法が統一されております中で、同じような形を取らせていただいたところでございます。ホームページを使用しての意見公募も含めて、各市内

にある施設、出張所とか公民館とか、そういったところにもこの素案を置いて、そこに行って閲覧をして、というのを広報までお知らせをしたところなんですけども。

(土屋暢子委員) そうなんですけども、私たち普通の人間からすると確かに広報も見てるし、そういうことが書かれているとは思いますが。ただ、それほど興味もない人とか、関心のない人にとってはあまりそこにたどり着かないんです。もしそういう意見を求めたいのであれば、例えば色々な団体にアンケート調査をするとか、パブリックコメントだけでなく他の方法を考えていただきたいなと思います。

(会田課長) わかりました。パブリックコメントにつきましては市全体のやり方の1つになっておりますので、関係部署と検討をしていきたいと思います。

(長谷川委員) あと無記名ね、出したいんですけど、名前を出しちゃうと嫌だって言われるんです。無記名だとむやみに入れられちゃうので名前を出してくださいと言われてますとは言ったんですけど、書く本人としては自分の名前が出るのは抵抗があるみたいで、その辺の意見もこの前の街づくりの際には言ったんですけども。

(会田課長) わかりました。御意見として承ります。

(長谷川委員) 確かに北地区文化センターにも置いてあります。ですけども、図書室の上の方に置いてあるので置く場所も、皆さんに見るところにお願いしたいと思います。確かに市役所としては各公民館に置いてありますと言えますけども、各地区似たようなところに置いてありましたから。

(会田課長) 設置場所つきましても、こちらの方からもう少し細かくお話をすべきだったと思いますし、何かのまた違う計画を立てていく予定もございますので、今後十分考慮したいと思います。

(飛田会長) 他にございますでしょうか。色々な御意見を出していただくのが諮問に対する答弁になると思いますので、皆さん感じたことは

御報告いただければと思います。よろしいですか、土屋さん。

(土屋光克委員) 色々修正して来ていただいてありがとうございます。ちょっと今更かと言われるかもしれないですけど、うちの子どもたちは特別養子縁組とかで迎えている子もいるんですけど、そういう子たちは特殊な事情、例えば母子手帳に関しても座間市からもいただくんですけど、元々の旧姓のものをを使うというのが本人の真実告知にとって非常に大事なので、そういう意味で面談とかこれから多分、里子からくる子もかなり増えてくると思うので、そのあたりは施行されていないのでここに入れる必要があるかどうかはまた別なのですが、そのあたりのことも配慮もしていただければなと思いました。また根本に戻るような質問をして申し訳ないですけども。

(会田課長) 今後計画を進めていく中で、自殺対策もメインなんですけど連絡会みたいな協議体を作っていきますので、そこら辺も含めて検討できればなど。

(土屋光克委員) 里子で来ている子とかが自傷とか、傷ついた子たちを里子で受け入れててとか、そういうことから自殺に対するいき値が低くて何か衝動的に、将来的にやるんじゃないかとかそういうものもちょっと押さえられたらな。児相とかばかりじゃなくて、座間市はすごく高校の検診とか行っても座間市だから助かっている子供たちもいっぱいいるということを伺っているんですけど、今度はそういうことも踏み込んでやっていただけたらと思いました。

(田中委員) 前回の1回目の時に欠席をしまして申し訳なかったんですが、今更そんな質問かと言われるかもしれないんですが、まず座間市として自殺対策計画を作ることに關しては、非常に大切なことなので作られた方々には敬意を表して、ありがとうございます。ただ、読ましてもらいましたらば、平成18年に国が作って交付をしましたよね。それをベースにして作られてるだろうと思います。それは結構で否定するつもりはないです。その中で国が交付した後、都道府県が様々なところで作られていく。中には市町村も単独で作られていく部分もかなり出てきています。国が作ってから12年後なので後発の部分になるかと思うんですけども、そういったところで座間市としてこ

こは1番大切にしたいところだとか、市民の方々にアピールをしたいところだというのが、この文章を読んでいて私にはあまり強い印象がなかったんですが、そういうところに関して作られた側としてはどのような御意見なんでしょうか。

(会田委員) やはり座間市として自殺対策計画を策定するというにおきましては、座間市がどういう状況なのかっていうのをよく調査した上で作っていかないといけない。本市独自の計画を作っていかねればいけないというスタンスはございます。なので他の自殺対策関係のプロファイルを参考にしながら、本市の実態を掴みまして、重点施策というところで本市の特徴を活かした支援をしていこうという風に考えて策定したところですけども、なかなか事象が少ないものですから、小さい数字を大きく見せるような形になってしまうので、それよりは地域皆さんで自殺対策を進めていきたい、まずは連帯感とかそういうものを大切にしながらゆくゆくは自殺対策に繋がっていくという、そういうような気持ちで作りました。

(田中委員) その気持ちは非常によくわかるんですが、1回目の時に質問が出た相談ですとか母子手帳とか、確かに相談のところでも市役所の関係機関の連絡先は77ページからずっと載っているんですけども、本当にこれが必要なのって逆に思うんです。それよりも、例えばですよ。私がホームページで見た千葉県市川市の自殺対策計画の中にはいわゆる相談の窓口として、電話だとか窓口とかSNSとかそういったものが書かれています。今は情報の時代なので、色々な形で相談ができるような方法を取るべきではないのかなと思います。それからあともう1つ、市民の啓発という意味では垂れ幕とか、行政にあるような色々な垂れ幕、〇〇週間とか〇〇月間とか、市の中で自殺対策に関してはこういう風にアピールして地域で皆が自殺を予防しようと、そういったものを作ってもらった方がセールスポイントとしてはあるような気がしているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

(会田課長) ここの連絡先に市役所のものを提示させていただいたのはあらゆる座間市の中で自殺対策に関連する施策を挙げていただいた部署がかなり出ておりますのでそこに繋がるように載せたわけですが、なかなかメールとかSNSまで踏み込めない部分がございます、そ

これはこれから検討課題になるのかなと思います。今後計画を進めていく中でどういう風にアピールするかというのは検討していかなければいけない、そういった考え方を皆さんに周知していくっていうのが1番大事だと考えていますので、そこは御意見含めて検討の課題にさせていただきます。

(田中委員) お願いします。私なんかも計画は作っておしまいという立場にありましたので、自分の反省を踏まえてこの計画が生きるものとなるように引き続き御努力をお願いしたいと思います。

(飛田会長) 他に御意見ございませんか。

(土屋暢子委員) 先ほど民生委員とか自治会のゲートキーパー研修の義務化は難しいということだったんですけど、ゲートキーパー研修って内容的に良いものだと思うんですけど、自殺っていうのはすごく個人的な問題ですし、あまり表面に出ないですよね。こういうのを読んでもSOSを出してきた時の対応っていうのはすごくやりやすいと思うんですけど、自殺する方っていうのはどこにも発信しないで勝手に亡くなってしまう方が多いと思うんですよね。それにどうやって気づいていくかっていうことになると、役所で待っているだけでは難しいと思うんです。やっぱり1番近くにいる近所の人とか友達とか、家族とかそういう人達が気付いていくことが1番なんじゃないかなって思うんです。それから繋がった後のことはこの計画ってすごく色々なことを書かれているんですけど、その1番最初の取っ掛かりが近所であったり、小さい輪が必要であると思っているので、義務化は難しいとしても、努力義務というか研修を希望したら行きますではなくて、是非こういうのをやってくださいっていうことぐらいまではできるんじゃないかと思うんです。いかがですか。

(会田課長) ありがとうございます。委員さんおっしゃるようにSNS等、気付くのが難しい中で、地域の皆さんが些細なことでも気付いたら繋げていくという意味合いを込めてテーマとして「気づく“つなが”きづく」としております。委員さんのおっしゃるように目指して作ったつもりではあります。実際にゲートキーパー研修につきましては民生委員の方にも研修させていただいたケースもございますし、で

できればうちの方からも御案内はしていくつもりです。市には生涯学習課で出前講座というのを展開しておりまして、その中にもうちの計画に入れさせていただいて、とにかく周知をして皆さんにわかっていただかなければいけないと思っていますので、積極的にやっていきたいとは思っております。

(飛田会長) 他に御意見ございますか。色々と今お話しされましたがいかがですか、長谷川さん

(長谷川委員) 確かに私も会社員の時は単身赴任でしたので全然相談しようがなくて困って、相談に来てもどこの人が民生委員だかわからないってことがあったんですね。そういう悩みを持っていく場所も今わからないんですよ。

(会田課長) そうですね。悩みがあって発信してくださる方につきましてはそれが御自身の御家族であったり地域の皆さんであったり、公的機関の市役所であったりとか、発信していただければ気付いてつなぐこともできるんですが。

(長谷川委員) SOSを出せる状態になれば良いんですが、どうしてもどんどんこもっちゃってSOSを出せない状態をどうやって人とつなぐのか、それこそ連れ出しても民生委員さんもわかんないんじゃないかと思うんですけど。

(会田課長) これは非常に難しい課題だと捉えております。やはり1番は身近な親族の方でも、他人の方でも身近にいらっしゃる人がその方を気にかけていれば少し変化があるのがわかって、声をかけていただけるのが1番の望みではあります。もしそういった方が直接声をかけれないのであればちょっと気になるんですけど、ということでどこかにつなげていただければという思いで、これを市民の皆さん全員で見たいなと思うんですけど。

(土屋暢子委員) 例えばですけど、何かもやもやしたものがあってそれをどこに相談していいかわからないという時に色々な相談窓口ってありますよね。こういうことに関してはここ、こういうことに関しては

ここって分かれてて、役所に行くってことは普通の人からするとすごく足が遠のくんですよ。だから何でも相談室みたいな、どんな小さなことでも、どうでもいいことでも本人にとってはもやもやして気が晴れないようなことでも、何でもいいですよっていう大まかな窓口があったら、そこから細分化させていけば、そういうことでしたらこちらっていう感じでやってもらえるような、漠然とした大きな窓口が1つあれば少しはいいのかなと思うんですけど。

(会田課長) 本市におきましては広聴人権課がございまして、御要望ですとか御意見ですとかをそこで受け付けるような形になっておりますけど、今庁内全体でどういうところに行ったらいいかわからないという方がたくさんいらっしゃることを踏まえて、つなぐシートっていうこの部署に相談して、そこではないものにつきましては最初に言った相談先の人と一緒にその方を御案内するというような形態をとりつつありますので。

(土屋暢子委員) 庁内の中の話ではなくて、一般の人からわけわかんないことをどこで相談していいかわからないのを受け付ける窓口を1つ。

(会田課長) 市の公的な窓口ではなくということですか。

(土屋暢子委員) なんでも相談受けますよっていう窓口を作ってもらえたらそこから入ってこれるかもしれないと思うんですよ。

(会田課長) 市には各地域に。

(土屋暢子委員) わかります。こういう窓口っていうのが分かっているのはわかるんですけど。

(会田会長) いえ、窓口ではなくて出張所だったり、市の公的な機関がございまして、まずはそういうところに御相談して繋げていただくということもありますので、市の機関であれば繋がっていくと思います。

(土屋暢子委員) ただそれが一般の人にはわからないと思います。もっと簡単な、子どもでも何でも言っているんだっていうものが名前としてあれば、じゃあ何でもいいなら言ってみようかなというものを一つ。簡単な1歩が出るような誰にでもわかるようなところを一つ作ってもらえれば少しは良いのかなと。

(飛田会長) つまり、よろず相談のような窓口みたいな形で誰かがスタンバイしていて何でもおいでよと、そういう風な形だよな。

(土屋暢子委員) そうです。子供でも良いしお年寄りでも良いし、全く健康でも色々な悩み、何でも良いんですよという窓口です。

(会田課長) 市のスタンスとしては広聴人権課がそういう部署になっております。しかし名称が、市で作る名称なのでどうしても堅苦しくなっています。これは機構改革の際にそこら辺を検討していただくようお願いするくらいしか私からは言えないですけど、市の方でそういうよろず相談みたいな窓口が市民の皆さんに誰にでもわかるような名称で設定をしていただきたいという御意見は受けておきます。

(土屋光克委員) SNSというお話を伺ったんですけど、妊娠SOSという団体さんとかと付き合いがありまして、一人の妊娠の子たちがその時に電話するお金がない。でもラインだったら無料だから私は電話できます。というケースが非常に多いんですね。こちらにしても経済的状況でっていう原因が3位ですし、そういう意味でもSNS、電話代が払えないとかいうことが改善できれば今度から入れていただければなど。逆に言えばSNSで匿名だから相談がしやすいっていうのも非常に多いと思うんですよね。それを知ってから妊娠SOSも堕胎までいなくて拾える子が少し増えたと、この間聞いてきたので、次から少しづれますけど自殺に関しては、匿名性が必要な時もあるのかなと思いましたので、座間市民という縛りはあるんですけどね。

(会田課長) 確かに国だったりするとSNSを使ったサービスがあります。市にもってという話も出たこともあるんですけど、地域性が無いのでどう設定していいのかその方法を模索しなくてはいけないというところで御意見としてお受けさせていただきます。

(飛田会長) その他に皆さん御意見ありますか。だいぶ御意見が出てまいりましたけど、皆さんの方でまだまだ御意見がございましたら、皆さんの方でせっかくですからやっていただきたいなというのがありますけど。

(田中委員) 3番の生きる支援の関連施策の教育委員会の図書館なんか載っていて、例えば図書館の一角に自殺に関する関連の書物のコーナーを作るとか、そういうのも1つの手かなと思うんですね。まだちょっと教育委員会から意見が挙がってきてなかったのも、もしできればそういうようなことも担当課の方から口添えしていただければ色々な角度で周知をすることができると思いますのでお願いします。

(会田課長) ありがとうございます。

(飛田会長) 今色々な御意見が出てまいりましたが、市長への答申、市長の諮問につきまして座間市自殺対策計画(案)についても諮問ということでお預かりをしたわけですが、これから今後諮問に対して座間市の自殺対策計画の案が妥当なものかどうかというのをこれから答申していかなければならないわけですが、今皆さんの御意見をいただいて事務局として内容をまた精査すると、そうなるともたこういう会を開くわけですか。

(会田課長) はい。

(飛田会長) それを開いてから答申という形にするわけですか。

(会田課長) 修正しなければいけない部分があったら、修正はするんですけども、そこら辺はこの会を開かずに皆さん会長に一任をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

(飛田会長) 今言われた皆さんの御意見を集約して修正案みたいな形ができる。

(会田課長) 今の御意見は今後計画を推進していく上での御意見として

受け止めさせていただきたいと考えております。

(飛田会長) 言われた意見を、今回の中に生かしていくためには皆さんの御意見をもう一度修正みたいな形で組み入れていかなければいけないのかなと思うのですが、そういう風に考えないで皆さんの意見は参考として受けますよと。今後の中でそれらに対して活かしていきたいと。今回の案については答申をしてほしいという形なのかな。

(会田課長) 今の皆さんの御意見を伺わせていただきますと、案の中の文言の修正ですとかはうちの方としてはこのままこの文言で策定をしていきたいと考えておりますが、逆にどこかいじらなくてはいけないような部分が御指摘があれば。

(飛田会長) せっかく皆さんで意見を言われている中で、例えば土屋さんが言われているように何でもよろず相談のような相談できる窓口を作ってほしいと話がありましたが、当局としては今の段階でできるとは答弁できないでしょう。

(会田課長) 窓口につきましては、機構改革の中で揉んでいかないといけない問題なのでこの自殺対策の中に、機構改革で行う各課の配置とかがあってというのは。

(飛田会長) そんな難しくしてるんじゃないんですよ。今の現状の窓口がある。例えば市民税課のところに人がいて、戸籍なんかを書いたりする時に立ち会う人がいるじゃん。そういう人たちがそういう風な意見を受け入れてくれる業務と一緒に合わせればいいんですよ。はっきり言って。わざわざデスクを構えてそこでもっていらっしゃいと言うわけではなく。そういう考えではないんですよ、土屋さんが言っているのは。だからそういう風なことを簡単に考えて、すぐにできることから取り組んでいくっていうことをね。姿勢をある程度見せて、そうすれば1つでも今これに載せなくてもそういうことができるんだよと言え、それで1つ終わりめで良いという理解で良いと思うんだけど、いちいち業務が機構改革がとかってこんなことやってたらこれ全然話が進まねえぞ。

(田中委員) 会長の気持ちはわかるんだけど、また事務局も事務局として政策会議にかけてたりなんかしないといけないし、4月施行でしょう。だからそういったこともあるので、皆さんの今の意見で、例えば1つの例ですよ。土屋さんが言われた、誰でも相談できるよろず窓口的なものが欲しいよと言った時に、38ページの13番ですか。さっき課長から話があったいわゆる広聴人権課でこういった相談を受けてますよと書いてありますから。こういうところをこんな難しく書くんじゃなくて、そういった方々も相談に応じられますよということを入れてくれればいいわけですよ。基本的には。それで3ページのところの一番最後に追加をしたというね、いわゆる座間市の地域福祉計画第三期が33年で終わるわけですから33年からまた5年分作らなければいけない。その時には中間見直しを行いますよって言われたじゃない。その段階で要は33から改定するということは、32年中にある意味ではこのままでいくと1年間しかないわけですよ。32年中には新しいものを計画するんだからそれに沿って中間の見直しをしてくれる時に皆さんの意見を少しこの中で反映をして直してくれればそれで良いのかなと思いますけどども。

(飛田会長) だから難しく考えないで、皆さん自分の御意見あってそれを一個一個修正して入れていくっていうのは不可能だよ。はっきり言って。もうある程度基本ができちゃってるんだから。だからそれを今度踏襲していくよということになるんならば、今言われた意見を今度の見直しの時に入れていくと、それで逆に簡単なものは、できるものは今の窓口で対応してもらえばいいじゃない。福祉と市民税と市民課とは課が違うからっていうのではなくて、役所は一体だからそういうことを考えてやってもらえば良いじゃない。

(会田課長) 庁内は連携していくつもりでございますので、そのために庁内の自殺対策連絡会っていうのも設定しておりますので、その中で皆さんと情報共有しながら進めていきたいと考えております。

(城条委員) 1ついいですか。最後戻っちゃうんですけど、32ページの図の次のところの図がありますよね、その下に主な対応重点施策というような形で番号がずっと書いてあるんですけど、これだとちょっと見にくいなと思うので、簡略版をじゃなくて、主だったところをち

よちよって少し書いていただいた方が良いのかなと思ったんですよ。

(田中委員) 活字化ということですよ。

(会田課長) これは、すみません。はい。

(城条委員) 全部書いてあるんでしょうけども、これだと、え、なんだろうと思ってもこれ1枚だけ見ると、やっぱりページをめくらないといけないのもあるのでちょっと活字化の方が良いのかなとは思いました。

(会田課長) はい。すみません。この絵につきましてはこの前のページの施策一覧表に載っているんですが、この文言を全て網羅することは到底不可能でございますので、そこは御理解願いたいと思います。

(田中委員) 代表的なものを1つ書いて等としてって、要するに今の言われたように相談先だとかを1つ1つのところに代表的なものを1つ書いて等、それで等とかしていけばいいんじゃないのってことですよ。丁寧にこんな全部書かなくてもね。その方が視覚的なものも優しくなるんじゃないの。どうでしょうか。難しいですか。

(会田課長) なかなかどこを重点に出していくのかというのが、なかなかこの課もそれぞれ主な重点施策をお持ちになっているので、なかなか難しい。

(飛田会長) 例えばさ、1、1、1と並ぶとするじゃん、窓口で。そしたら、このところ1はここ。こっちは3とか、5とかっていうような同じことを書いてずっと並べてもしょうがないから。課に入っているのはわかっているんだけど、メインとしてはどこにしたら一つ一つがメインだとか、全てメインになっちゃう。

(会田課長) 強いて言えばこの連絡先のもとに絵を挿入させていただいているのでそこでなんとか御理解をいただけないかと思います。どうしても紙面が限られている中で全体的にわかりやすくなると、やっ

ぱり字も小さくなって非常にわかりにくいというのは本当に重々承知の上で策定させていただいているところで。

(城条委員) 取っちゃってもいいのかなって思ったんです。

(田中委員) 主な重点施策を取っちゃって、枠を狭くして下の絵を逆に広げてあげた方が視覚的にも見やすい。

(城条委員) 絵はわかりやすいので。

(会田課長) 前段の施策一覧がわかりやすいようにこの図式化したものでございまして。

(飛田会長) だから重なってるんだよ。これでもうわかっちゃってるわけだから別にこれ、下手な数字入れない方がわかりやすいんじゃない。

(田中委員) 会田さんさ、28ページ、29ページにも同じことが書いてあるんですよ、番号が。対応する施策としてずっと出てるでしょ。

(会田課長) そうなんです。これも施策一覧表の番号に連動させているので。

(田中委員) それならこの絵はいらない。もしくはこの絵のところは取っちゃってもって思うんだけど。

(会田課長) でもライフイベントとして一生の部分表現したいという思いがありますので、どうぞ御理解ください。

(田中委員) 次回改定時に少ししっかり研究してもらいましょう。

(飛田会長) それでは城条さん言うようにこの絵だけでも十分理解できるから僕は今言ったようにね、そういう風な、まあでも課長がせっかく各課をまとめてやったんだから、これを載せろということだったらそれは素案を作っていたいただいた部署なんで、そういう評価をしてい

かないといけないなど。だから今度からやる場合には、こういう風なあまり意味がないって言ったら怒られるけど、細かすぎちゃって。

(会田課長) そうですね。あらゆる部分でわかりやすくするためにここだけの説明で終わりという風にはしたくなかったんです。なので色々なライフイベントで重点施策をする中でもその施策はなんなのって時に番号振ってこの番号なんですよって。それで絵から見ている方もいらっしやいます。その絵から見ていただく方についてもこの重点施策はどれにかかってくるのっていうのを説明したいがためにこういう絵になってしまいました。

(田中委員) わかりました。でも皆が必ず目を通してくれるのっていうのはシンプルイズベストですよ。

(会田課長) 今後中間見直しを含めて検討していく重要な課題として受け止めさせていただきます。

(飛田会長) そういうことで、今お話がありましたように精一杯努力して作ったものではありますので私たちもそれに対して評価をしていかなければいけないということだと思います。ですから一応座間市自殺対策計画の案が妥当なものだと認めて答申していった方が良いのかなと思います。また内容的に担当の方として修正等がありましたら私に見せていただいて、私に皆さんの一任をいただければ私の方でそういう風な答申をしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同) はい。

(飛田会長) それでは、よろしく願いいたします。それでは議題の(3)「その他」ですが、事務局として何かございますでしょうか。

(事務局) すみません1点確認なんですけど、今、答申については会として御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(飛田会長) はい。

(事務局) それでは推進委員会として答申していただけるというところなので会長の方の印鑑を今いただければと思いますので。

(飛田会長) 今じゃあ特に修正とか手直しする部分はなく、これでもって答申をするということによろしいですか。

(会田課長) はい。

(飛田会長) わかりました。

《答申書を作成》

(事務局) ありがとうございました。事務局からは特にございません。

(飛田会長) 委員の皆さんの御協力により、滞りなく議事が終了しました。それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局) はい。長時間にわたる御審議どうもありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の座間市地域保健福祉サービス推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

行政側全員起立、一礼